

# ■企業立地促進助成金

## ■企業立地促進助成金の概要

- 外貨獲得が見込まれる製造業とソフト産業を対象として支援
- 立地計画に基づき、操業開始後3年以内に要件を満たした場合、企業立地促進助成金を交付し、県内企業の再投資や県外企業の新規立地を促進

- 企業立地促進助成金 = ①投資助成 + ②雇用助成
  - ①投資助成...増加固定資本額（土地、建物、償却資産） × 助成割合
  - ②雇用助成...増加雇用従業員数（※） × 100万円  
（中山間地域等の中小企業は130万円）

※対象は新卒者とU I ターン者（県内他企業からの転職者等は除外）

# ■ 企業立地促進助成金

## ■ 立地計画認定要件等（製造業）

要件等		対象企業		製造業			
				新 設		増 設	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業		
					<b>地元企業</b>		
認定要件	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上	3億円以上	<b>5,000万円以上</b>		
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	10以上	5人以上	<b>3人以上</b>	
投資助成	基本助成割合	15%		5%			
	加算割合	最大15%		最大10%			
	合計	最大30%		最大15%			
雇用助成 (新卒者・UIターン者に限る)		常用雇用×100万円（中山間地域等の中小企業は130万円）					

## ■ 要件緩和の対象者（地元企業）

登記上、県内に本拠を置く製造業者（進出企業の現地法人は除く）

# ■ 企業立地促進助成金

## ■ 立地計画認定要件等（ソフト産業）

要件等		一 般			特 例		
		中山間地域等			I T 産 業		専 門 系 事 務 職 場 / 中 山 間 地 域
		1 ソフトウェア業 2 情報処理・提供サービス業 3 インターネット付随サービス業 4 コールセンター業 5 シェアードサービス業	6 データセンター業 7 非破壊検査業 8 機械設計業 9 その他産業支援サービス業 (知事特認)		ソフトウェア業		1 インターネット付随サービス業 2 シェアードサービス業
		新 設	増 設	新 設	新 設	増 設	新 設
認定要件	増加固定資本額	投資助成要件なし (投資にかかる助成金を受領するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要)			—	—	—
	増加雇用従業員数	常用10人以上		常用5人以上	常用3人以上	常用5人以上	常用3人以上
助成割合	基本割合	15%	5%	15%	—		
	加算割合	最大15%	最大10%	最大15%			
	合計	最大30%	最大15%	最大30%			
雇用助成 (新卒者・UIターン者に限る)		常用雇用×100万円		常用雇用×130万円	常用雇用×100万円(中山間地域等に中小企業が立地する場合130万円)		

## ■ お問い合わせ先

島根県商工労働部企業立地課 TEL:0852-22-5295

# ■地方拠点強化税制（本社機能の拡充に伴う優遇措置）

## ■事業概要

特定業務施設整備計画の認定を受けた本社機能の拡充について、法人税等の優遇措置を受けることができます。

## ■対象業種

業種の制約はありません。

# ■地方拠点強化税制（本社機能の拡充に伴う優遇措置）

## 本社機能（特定業務施設）とは

- 事務所…全社的な業務を行う部門または複数の事業所に対する業務を行う部門  
（総務・人事部門、調査・企画部門、情報処理部門、その他管理業務部門など）
- 研究所…事業所による研究開発において重要な役割を担う部門
- 研修所…事業者による人材育成を担う部門

### （留意事項）

- ✓ 工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。
- ✓ 登記簿上の「本店」である必要はありません。
- ✓ 同一建物において上記部門とそれ以外の部門が混在する場合、本社機能となる部分を明確に区分します。

# ■地方拠点強化税制（本社機能の拡充に伴う優遇措置）

## 本社機能の拡充で受けられる優遇制度

- オフィス減税または雇用促進税制の適用
- 地方税（不動産取得税・固定資産税）の不均一課税
- 中小企業基盤整備機構による債務保証
- 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による低利融資制度

各優遇制度の詳細についてはパンフレットをダウンロードしてご覧ください。

## 優遇措置を受けるための条件

- 着工前に、県知事に対し「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、令和4年3月末までに認定を受けていること。
- 上記計画期間中に、本社機能において従業員が5人（中小企業者は2人）以上増加すること。
- 上記計画期間中に、本社機能の拡充に伴い、3,800万円以上（中小企業者は1,900万円以上）の投資額が発生すること。（オフィス減税・雇用促進税制は2,000万円以上（中小企業者は1,000万円以上の投資額で適用可））
- 円滑かつ確実に計画が実施されると見込まれること。

# ■地方拠点強化税制（本社機能の拡充に伴う優遇措置）

## ■お問い合わせ先

島根県商工労働部企業立地課 TEL:0852-22-5295